

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第9号

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2（5） 消防職俸給表級別資格基準表を次のように改める。

試験	学歴免許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
正 規 の 試 験	大学卒業 程度	大学卒		0	1	4	6	2
			0	0	1	5	11	13
	高校卒業 程度	高校卒		2	3	5	6	2
			0	2	5	10	16	18
その他	高校卒		2	3	5	6	2	
			0	2	5	10	16	18

別表第6（5） 消防職俸給表初任給基準表を次のように改める。

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		1級21号俸
	高校卒業程度		1級5号俸
その他		高校卒	1級5号俸

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。